

平成30年9月13日

居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 申請上の留意点について

国通知「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部が改正されたことを受けて、平成30年8月1日から下記のとおりのお取り扱いとしておりますので、ご注意ください。

1. 国通知：

平成30年7月13日付け老高発0713第1号『「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について』
(介護保険最新情報 Vol.664)

2. 申請上の注意点：

①一定以上所得者の3割負担摘要

○住宅改修においても所得状況によって3割負担適用の発生が発生します。

②複数の住宅改修事業者からの見積りの徴取

○担当ケアマネジャーは利用者に説明し複数(3社以上)の見積りを用意させるようお願いします。

○申請書には徴取した見積りを全て添付していただき、申請には原則として最低額を採用してください。申請内容を市で審査しますが、審査結果によっては最低額以外の見積りの採用を助言する場合があります。

③見積りの標準様式の使用

○住宅改修事業者には別添の標準様式に従い、見積りを作成してもらうよう依頼してください。

3. 見積り様式：住宅改修の標準見積り様式（別紙参照）

4. 適用月日：平成30年8月1日から

《問合せ先》三沢市福祉部介護福祉課

Tel：0176-51-8773/Fax：0176-53-2266